

# 五條市地域公共交通利便増進実施計画

令和5年3月



## 目次

1. はじめに.....	1
1.1 本計画の背景と目的 .....	1
1.2 位置づけ.....	1
1.3 目標年次(計画期間) .....	1
1.4 計画の区域.....	1
2. 五條市における地域公共交通の方向性.....	2
2.1 地域公共交通の活性化に向けた課題.....	2
2.2 地域公共交通計画で定める基本的な方針 .....	5
2.2.1 将来像.....	5
2.2.2 基本方針 .....	5
2.3 地域公共交通計画でめざす目標 .....	8
2.3.1 目標の視点 .....	8
2.3.2 評価の基準 .....	10
2.4 具体的な事業項目 .....	12
3. 利便増進実施事業の概要.....	15
3.1 事業の全体像.....	15
3.2 個別事業の内容・実施主体 .....	22
4. 利便増進事業に関連して実施する事業 .....	49
5. 五條市による支援の内容.....	55
6. 事業実施に必要な資金の額・調達方法(想定).....	56
7. 事業の効果.....	57

※ 2章「五條市における地域公共交通の方向性」は、五條市地域公共交通計画で整理した内容を再掲しています。



# 1. はじめに

## 1.1 本計画の背景と目的

五條市では、「五條市地域公共交通網形成計画（ゴーちゃん交通計画）」を平成29年7月に策定し、まちづくり関連計画の方針等も踏まえ、『市内・市外問わず、様々な人が交流する拠点と連携できる交通環境と、交通弱者の移動機会の創出による活発な社会生活を送れる交通環境の実現により、市の活力を支える公共交通網』を目指した地域公共交通施策の推進に取り組んできました。その後、目標年次を令和3年度としていた地域公共交通網形成計画（ゴーちゃん交通計画）を改訂し、令和4年度からを計画期間とする「五條市地域公共交通計画（第2次ゴーちゃん交通計画）」を策定し、地域公共交通を取り巻く課題を確認し、現在の五條市に合った地域公共交通のあり方とそれを実現するための施策と具体の取組みの推進を目指しています。

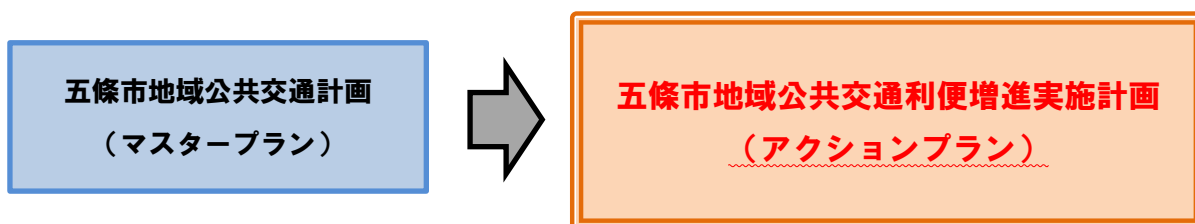
この五條市地域公共交通計画における事業の実施方針に基づき、確実な事業の実施と事業実施による継続的な公共交通体系の維持と運行を図るため、「五條市地域公共交通利便増進実施計画」を作成します。

## 1.2 位置づけ

五條市地域公共交通利便増進実施計画は、五條市地域公共交通計画で示す五條市に合った地域公共交通のあり方を踏まえ、それを実現するための施策と具体の取組みを推進する、五條市の地域公共交通に関するアクションプランとして、その具体的な内容を定めるものです。

なお、本計画の2章で示す「五條市における地域公共交通の方向性」は、五條市地域公共交通計画で整理した内容を再掲しています。

### （地域公共交通の取組みに対する計画の関係性(位置づけ)）



## 1.3 目標年次(計画期間)

本計画は、五條市地域公共交通計画の範囲内で、地域公共交通の利便増進を図るための具体的な事業を示すものとし、計画期間を令和4年9月から令和9年3月までとします。

## 1.4 計画の区域

本計画は、五條市地域公共交通計画に基づき五條市全域の地域公共交通の利便増進を図るとして、市全域を対象区域に設定します。

なお、市域を超える路線や区域を対象とした事業については、持続的に地域公共交通サービスが提供できるよう、該当する近隣市町村の同意を得た上で、密接な連携を図ることとします。

## 2. 五條市における地域公共交通の方向性

### 2.1 地域公共交通の活性化に向けた課題

五條市のまちづくりの方向性及び地域公共交通を取り巻く現状を踏まえ、以下の7項目が課題として考えられます。

※ 以下の内容は、五條市地域公共交通計画 p.23~25 で整理した内容に基づいています。

#### I 地域ニーズへの対応

五條市は旧市村（旧五條市、旧西吉野村、旧大塔村）の3つの地区があり、それぞれの地域で定着したライフスタイルが存在しています。また、地域の規模、都市構造のほか、アンケート結果からも、目的となる行先など、各地区の特性が異なっていることが明らかとなり、画一的な地域公共交通によるサービスでは地域ニーズに対応することが難しいと考えられます。また、地域や路線によっては、時期や時間で輸送量が変動する場合もあり、その対応も考慮する必要があります。

したがって、各地区に適したサービスをそれぞれ検討していくことが課題となります。

#### II 社会情勢への対応

五條市では、今後も人口減少が続くとともに、高齢化がさらに進むことが見込まれています。このような社会構造の変化は、大量輸送を前提とした地域公共交通の役割を見直し、より地域住民の生活に寄り添った地域公共交通への転換を図っていくことが課題となります。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生活様式が見直される中で、地域公共交通が求められる安全・安心の質にも変化が見られるなど、それらの新たなニーズにも配慮した地域公共交通としていくことも課題となります。

#### III 生活を支えるインフラとしての対応

高齢化が進む中で、これまで以上に高齢者の社会参加が期待されています。その中で、全国的に高齢者ドライバーによる事故がニュースになるなど、高齢者ドライバーの交通事故の問題は年々深刻さを増しています。

市民の声としても、年齢が上がるほど「今後は運転を控えたい」と思っている市民が多いことや、公共交通を「将来的には利用したいと思う」市民も存在していることなどから、生活を支えるインフラとして、安全・安心な移動環境を提供していくことが、高齢者が元気に活動するためのまちづくりの視点からも課題となります。

#### IV 定住や交流の促進の支援

五條市では、まちづくりの目指す方向の一つとして、定住や交流の促進が挙げられています。高齢者や交通手段が無い方など、交通弱者に対して、安心して市内に住み続けていただくためには、円滑な移動手段を確保していくことが求められます。

また、交流においても、人の移動は基本不可欠であり、そのためには、移動手段の有無に関わらず、安心して移動できる環境づくりが重要となります。

したがって、定住に加え、交流を促進するため、地域公共交通を維持・確保していくことが、まちづくりの目指す姿を実現に向けた課題となります。

#### V 地域公共交通に関する認知・理解の醸成

クルマを中心としたライフスタイルが定着している中で、地域公共交通への関心が低いことが明らかになっています。そのため、ルートやダイヤが十分に認知されておらず、貴重な地域公共交通サービスが有効に活用されていない状況にあります。

五條市の地域公共交通の維持には、交通事業者の経営資源の投入、行政による財政負担など、多大な努力がなされており、それに見合う利用や市民の理解が必要となります。具体的には、今後は運転を控えたいと思っている市民に対して、地域公共交通の有用性を伝え、生活を支える移動手段の受け皿として地域公共交通を認識してもらうことも重要です。このことから、地域公共交通を適切に利用してもらう環境づくりに向けて、市民に地域公共交通を認知し、その重要性について理解を深めてもらうための取組みを進めることが課題となります。

#### VI コスト負担の抑制

厳しい財政状況の中、市が提供する地域公共交通サービスを持続的に守っていくため、費用を含めた適正なサービスのあり方や、費用負担のあり方に留意していくことが課題となります。

#### VII 地域公共交通の担い手の確保

乗務員の高齢化、労働環境の悪化などを背景に、全国各地で地域公共交通の担い手不足が深刻になっています。地域公共交通の維持・確保には、乗務員をはじめとする地域公共交通の担い手の確保も重要な課題となります。

**現状**

**課題**

**【地域公共交通を取り巻く“市民生活”の視点】**

- (1) クルマへの依存したライフスタイルとなっている。
- (2) 公共交通に対する認知度が低い。
- (3) 各地区でニーズが異なる。
- (4) 地域公共交通の軸となる鉄道サービスの低下が危惧される。
- (5) 将来的には公共交通に対するニーズが高くなる。
- (6) 高齢者ドライバーが増加している。

**【地域公共交通を取り巻く“社会環境”の視点】**

- (7) 高齢化とともに、人口が急速に減少している。
- (8) 地域公共交通への支出が大きな負担となってきた。
- (9) 新型コロナウイルスの感染拡大により、地域公共交通の経営環境が悪化している。
- (10) 地域公共交通の担い手が不足している。

- I 地域ニーズへの対応
- II 社会情勢への対応
- III 生活を支えるインフラとしての対応
- IV 定住や交流の促進の支援
- V 地域公共交通に関する認知・理解の醸成
- VI コスト負担の抑制
- VII 地域公共交通の担い手の確保



## 2.2 地域公共交通計画で定める基本的な方針

※ 以下の内容は、五條市地域公共交通計画 p.26～28 で整理した内容に基づいています。

### 2.2.1 将来像

五條市ビジョンにおいて、まちの将来像を『「五條」 ひと・みちが交わり、新たな価値が生まれるまち』と定めていることを踏まえ、市内・市外を問わず、**様々な人が交流する拠点を繋ぐ地域公共交通網**と、高齢化等による交通弱者の増加が予想される中、安全・安心な移動機会の創出により、**市民の日常生活を支え、安心して暮らすことができる交通環境**を目指し、市の活力を支える地域公共交通ネットワークを実現します。

### 2.2.2 基本方針

2.2.1 で示した将来像を実現するため、五條市の地域公共交通における現状と課題に対応する基本方針を以下の3点と定めます。なお、五條市は、SDGs を推進すべくこれらのゴールとの関係性を意識しながら、各種施策に取組みます。

#### a. まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの構築

- 市役所庁舎の移転、定住や交流の促進など、まちづくりとの連携を図りながら、過度に自動車に頼らずとも、住み続けられるまちづくりを実現する地域公共交通ネットワークの継続的な見直し・改善に努めます。
- 異なる地域公共交通間の相互の乗継環境の向上を図り、各地域公共交通が有機的に連携し、市内の移動の利便性を高める地域公共交通ネットワークの構築を図ります。



#### b. 地域特性に応じた地域公共交通の維持及び利便性の向上

- 人口規模・需要に応じた地域公共交通のサービスレベルを見直すことで、厳しい財政状況の中でも、あらゆる年齢の人々の健康的な生活を確保し福祉を推進するとともに、人々に包摂的かつ公平で質の高い教育が受けられる環境を確保するための持続可能な地域公共交通サービスの提供に努めます。
- 見直しにあたっては、地域ごとに異なるニーズを見極め、既存サービスの運行形態に捉われず、デジタル技術・AI 等を活用した新たなモビリティサービスの導入や公共交通のシームレスな利用環境を整備するための MaaS の実現可能性など多様な運行サービスについて検討することで、市民の生活を支える重要なインフラとして、地域住民の生活に寄り添うように地域公共交通の利便性の向上を図ります。



### c. 市民・交通事業者・行政が一体となった地域公共交通の育成

- 市民が、五條市で運行される地域公共交通の重要性を理解し、貴重な地域公共交通サービスが有効に活用されるための取組みを促進します。また、市民も担い手の一主体として、地域公共交通に向き合う環境づくりを目指します。
- 市内で地域公共交通を運営する交通事業者と行政との連携を強化し、具体的な方針や内容を定めて、地域ニーズに合ったサービスを持続的かつ効率的に提供するための取組みの推進を図ります。



### 参考【SDGs(持続可能な開発目標)について】

SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。平成 27 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（行動計画）」の中で掲げられました。令和 12 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

17 のゴールの内、公共交通の維持・確保を図ることにより、「3. すべての人に健康と福祉を」、「4. 質の高い教育をみんなに」、「8. 働きがいも経済成長も」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「13. 気候変動に具体的な対策を」に寄与するものと考えています。



**課題**

I 地域ニーズへの対応

II 社会情勢への対応

III 生活を支えるインフラとしての対応

IV 定住や交流の促進の支援

V 地域公共交通に関する認知・理解の醸成

VI コスト負担の抑制

VII 地域公共交通の担い手の確保

**基本方針**

a. まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの構築

- 市役所庁舎の移転、定住や交流の促進など、まちづくりとの連携を図りながら、過度に自動車に頼らずとも、住み続けられるまちづくりを実現する地域公共交通ネットワークの継続的な見直し・改善に努めます。
- 異なる地域公共交通間の相互の乗継環境の向上を図り、各地域公共交通が有機的に連携し、市内の移動の利便性を高める地域公共交通ネットワークの構築を図ります。

b. 地域特性に応じた地域公共交通の維持及び利便性の向上

- 人口規模・需要に応じた地域公共交通のサービスレベルを見直すことで、厳しい財政状況の中でも、あらゆる年齢の人々の健康的な生活を確保し福祉を推進するとともに、人々に包摂的かつ公平で質の高い教育が受けられる環境を確保するための持続可能な地域公共交通サービスの提供に努めます。
- 見直しにあたっては、地域ごとに異なるニーズを見極め、既存サービスの運行形態に捉われず、デジタル技術・AI等を活用した新たなモビリティサービスの導入や公共交通のシームレスな利用環境を整備するための MaaS の実現可能性など多様な運行サービスについて検討することで、市民の生活を支える重要なインフラとして、地域住民の生活に寄り添うように地域公共交通の利便性の向上を図ります。

c. 市民・交通事業者・行政が一体となった地域公共交通の育成

- 市民が、五條市で運行される地域公共交通の重要性を理解し、貴重な地域公共交通サービスが有効に活用されるための取組みを促進します。また、市民も担い手の一主体として、地域公共交通に向き合う環境づくりを目指します。
- 市内で地域公共交通を運営する交通事業者と行政との連携を強化し、具体的な方針や内容を定めて、地域ニーズに合ったサービスを持続的かつ効率的に提供するための取組みの推進を図ります。<sup>\*</sup>

(<sup>\*</sup>枠内：「五條市地域公共交通利便増進実施計画」で重点的に取り組む内容)

## 2.3 地域公共交通計画でめざす目標

2.2.2 で示した基本方針に基づき、五條市地域公共交通計画で達成を目指す目標について、「まちづくり」の視点とともに、地域公共交通計画を支える重要な担い手である「市民」、「交通事業者」、「行政」のそれぞれの視点から定めます。

なお、具体的な評価指標については、市民のみなさまにもわかりやすいものとするとともに、これまでの五條市の地域公共交通の取組みで定めてきた指標との整合性にも留意して設定します。

※ 以下の内容は、五條市地域公共交通計画 p.29～32 で整理した内容に基づいています。

### 2.3.1 目標の視点

#### ☆ まちづくりの視点

##### (1) 地域公共交通の維持・改善

市の活力を支える地域公共交通ネットワークの実現に向けて、地域公共交通の利便性を向上させるとともに、拠点にアクセスする必要本数を維持することを目指します。

##### (2) 地域公共交通の利用促進

地域公共交通サービスの維持・改善により、地域公共交通に対する市民の満足度を向上させ、人口減少下においても、利用率の増加を目指します。

##### (3) 脱炭素社会の推進

今日の環境問題への対応として、地域公共交通を生かしたコンパクト・プラス・ネットワーク\*等による脱炭素型まちづくりを目指します。

※ コンパクト・プラス・ネットワークとは、都市全体の構造を見渡しながら、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成するまちづくりを指す。

#### ☆ 市民の視点

##### (4) 地域公共交通に対する理解の醸成

市民みんなで支える意識の醸成を図ることを念頭に、五條市で運行される地域公共交通について、理解を深め、利用促進を目指します。また、市民が主体となって、多様な輸送資源を活用した地域の取組みを推進します。

#### ☆ 交通事業者の視点

##### (5) 担い手の維持・確保

地域公共交通サービスを維持・改善するために、五條市で運行される地域公共交通の担い手となる交通事業者の維持・確保を図ります。

#### ☆ 行政の視点

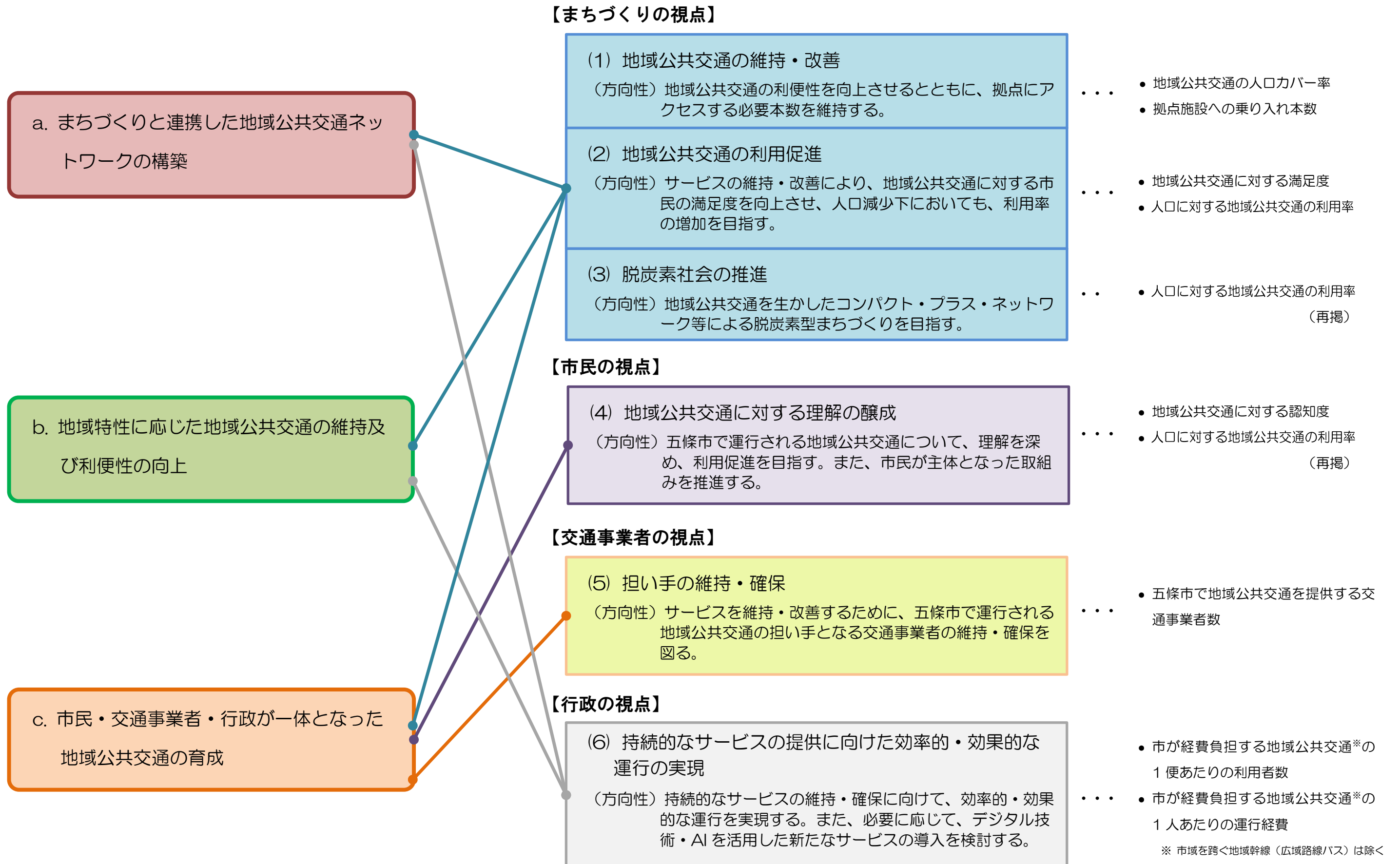
##### (6) 持続的なサービスの提供に向けた効率的・効果的な運行の実現

地域公共交通の持続的なサービスの維持・確保に向けて、効率的・効果的な運行の実現を目指します。また、必要に応じて、デジタル技術・AI を活用した新たなサービスの導入を検討します。

**基本方針**

**目標**

**評価指標**



### 2.3.2 評価の基準

目標とともに示した評価指標について、各主体が目指すべき具体的な到達点を共有し、同じゴールに向かって取り組むことができるよう、評価の基準となる目標値を次頁のとおり、定めます。

※ 以下の内容は、五條市地域公共交通計画 p.33～43 で整理した内容に基づいています。

★ 五條市地域公共交通計画で定める評価指標と評価の基準

視点	目標	評価指標		評価の基準		考え方 (設定根拠・算出方法)	備考
				現状	目標 (R8年度)		
まちづくり	(1) 地域公共交通の維持・改善	① 地域公共交通の人口カバー率※1		89.8%	89.8%	・住む場所や年齢などに関係なく利用できる地域公共交通の環境を維持・改善する。	令和3年11月時点
		② 拠点施設への乗り入れ本数	JR 五条駅	104本/日	104本/日	・市の活力を支える拠点へのアクセス性について、現状のサービスを確保する。	令和3年11月時点
	五條バスセンター		150本/日	150本/日			
	(2) 地域公共交通の利用促進	③ 地域公共交通に対する満足度 (不満を持っている人の割合)		48.5%※2	38.0%	・地域ニーズに応じたサービスの提供により、不満を持っている人の割合を概ね10ポイント引き下げる。	令和3年度アンケート
(3) 脱炭素社会の推進	④ 人口に対する地域公共交通の利用率 (人口に対する路線バス、市が運行する地域公共交通の利用者数の割合)		5.8回/人・年	6.3回/人・年	・人口減少が見込まれる中、地域ニーズに応じたサービスの提供等により利用者数の維持・増加を図り、1人あたりの利用回数を0.5ポイント引き上げる。 (推計される人口減少が続いた場合にも、総利用者数の減少の割合を人口減少の割合に対して半分程度に抑える。)	利用者数：令和2年度実績 人口：令和3年3月末実績	
市民	(4) 地域公共交通に対する理解の醸成	⑤ 地域公共交通に対する認知度	路線バス	72.8%※3	100.0%	・地域公共交通が、市民の移動手段の選択肢として位置づけられるよう、それぞれの手段について「全く知らない」とする市民をゼロにする。	令和3年度アンケート
			コミュニティバス	73.0%※3	100.0%		
		⑥ 人口に対する地域公共交通の利用率(再掲)		上に同じ	上に同じ		
交通事業者	(5) 担い手の維持・確保	⑦ 五條市で地域公共交通を提供する交通事業者数		4社	4社以上	・市民が生活に必要な地域公共交通サービスを今後も受け続けられるよう、提供環境を確保する。	令和3年時点
行政	(6) 持続的なサービスの提供に向けた効率的・効果的な運行の実現	⑧ 市が経費負担する地域公共交通※4の1便あたりの利用者数	路線バス※4	3.9人	3.5人以上	・幹線的な役割を担う系統として、おおよそ自家用車やタクシー以上を運ぶものとして設定	令和3年度実績(推定)  令和3年11月10日に再編を行った直後のため、実績値なし。
			ゴーちゃんバス	-	4.0人以上	・ただし、路線バスについては、山間過疎地域へ向け運行する路線につき、現行の実績をもとに、10%程度の減を許容する。	
			上記以外 (ただし予約制のものは除く)	-	1.0人以上	・最低人数の1人は運ぶものとする。	
		⑨ 市が経費負担する地域公共交通※4の1人あたりの運行経費		-	※右記参照	・財政面への影響を考慮し、効率的・効果的な運行の実現に向け、現状の収支状況を維持することとし、概ね令和3年11月の再編後の各路線の実績値以下とする。(10%程度の増を許容する。)	

※1 地域公共交通の人口カバー率：鉄道駅から800mもしくはバスやデマンド交通に乗降できるスポット(停留所、自由乗降区間内の任意地点)から300mのエリアを地域公共交通がカバーするエリアとして定義

※2 地域公共交通に対する満足度：「令和3年度 公共交通に関するアンケート調査」で、市内の地域公共交通について「やや不満」「不満」と答えた人の割合

※3 地域公共交通に対する認知度：「令和3年度 公共交通に関するアンケート調査」で、それぞれの地域公共交通機関について「全く知らない」と答えた人を除く割合

※4 市域を跨ぐ地域幹線(広域路線バス及び五條・十津川地域連携コミュニティバス(広域通院ライン))は、奈良県地域交通改善協議会で定める指標に基づき評価・検証が行われるため、本計画では評価の対象から除外

## 2.4 具体的な事業項目

五條市地域公共交通計画では、五條市地域公共交通網形成計画での事業項目の取組状況を踏まえたうえで、2.2 で挙げた基本的な方針、2.3 で挙げた目標を実現するため、下記のとおり、具体的な事業項目を定めています。

※ 以下の内容は、五條市地域公共交通計画 p.47～76 で整理した内容に基づいています。

### ★ 五條市地域公共交通計画で取り組む具体的な事業項目

視点	目標	具体的な事業項目
まちづくり	①地域公共交通の維持・改善	1) 地域の規模やニーズに適した地域公共交通体系の確保・維持
		2) 民間事業者による既存サービスの維持
		3) 市庁舎移転に伴う再編後の地域公共交通ネットワークの継続的な見直し・改善
	②地域公共交通の利用促進	4) 駅周辺の環境整備やダイヤ調整による交通モード間での相互連携の強化
	③脱炭素社会の推進	5) より環境負荷の低い車両への転換
市民	④地域公共交通に対する理解の醸成	6) 五條市公共交通総合案内（パンフレット）等を活用した継続的な情報発信
		7) コミュニティバス等の乗車制度の改善（五條市版 MaaS の検討）
		8) 運転免許証自主返納への特典制度の運用継続
		9) 地域公共交通への理解醸成に向けた取組みの実施
交通事業者	⑤担い手の維持・確保	10) 担い手確保に向けた情報発信
行政	⑥持続的なサービスの提供に向けた効率的・効果的な運行の実現	11) 近隣施設が実施する送迎サービスの活用検討
		12) 五條市の地域公共交通に関する課題や方向性、役割分担を協議する関係者会議の定期的な開催
		13) コロナ禍を踏まえた新しい生活様式への対応（キャッシュレス決済の導入、AI 等による運行管理のデジタル化）



★ 具体的な事業項目の概要

視点	事業項目	概要	実施主体						スケジュール						利便増進 実施計画 に反映す る事業		
			五條市	国・県	鉄道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	市民・ 地元	その他	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)		長期	
市民	1) 地域の状況やニーズに適した地域公共交通体系の確保・維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>五條市では、地域の状況によって、必要な地域公共交通のあり方が異なること、買物や通院等の日常的な移動先が異なることを踏まえ、定時定路線型のコミュニティバスのほか、需要に応じて運行する予約制の乗合タクシーの活用など、地域の状況やニーズに適した柔軟な運行体系の構築を図ります。</li> </ul>	実施	支援	連携	連携	連携	連携	-	実施	適宜 見直し	⇒	⇒	⇒	⇒	○	
	2) 民間事業者による既存サービスの維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の移動を支える地域公共交通の幹線軸となる鉄道と路線バス及びドア to ドアの輸送を担うタクシーについて、既存サービスの維持を図ります。</li> </ul>	支援	支援	実施	実施	実施	連携	-	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○ (路線バス)	
	3) 市庁舎移転に伴う再編後の地域公共交通ネットワークの継続的な見直し・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年11月の五條市役所新庁舎の移転とあわせ、見直しを行った地域公共交通ネットワークについて、実証運行の結果を踏まえ、継続的に見直し・改善を図ります。</li> </ul>	実施	支援	連携	連携	連携	連携	-	実施	適宜 見直し	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	○
	4) 駅周辺の環境整備やダイヤ調整による交通モード間での相互連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道や路線バスをはじめとした各交通モード間でのダイヤ調整を推進します。</li> <li>駐車場・駐輪場等の駅周辺の環境整備を検討・推進します。</li> </ul>	連携	支援	連携	連携	-	-	-	検討	適宜 実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	5) より環境負荷の低い車両への転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存車両の更新時期とあわせて、より環境負荷の低い車両への転換を推進します。</li> </ul>	支援	支援	-	実施	実施	-	-	適宜 実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
市民	6) 五條市公共交通総合案内（パンフレット）等を活用した継続的な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>五條市の地域公共交通の情報が一冊にまとまった五條市総合時刻表パンフレットを作成し、適宜情報発信を継続実施します。</li> <li>作成したパンフレットは、主要施設（市役所、駅、五條バスセンター等）に設置するとともに、ホームページにも掲載します。</li> </ul>	実施	支援	連携	連携	連携	-	-	適宜 実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		

視点	事業項目	概要	実施主体						スケジュール						利便増進 実施計画 に反映す る事業
			五條市	国・県	鉄道 事業者	バス 事業者	タクシー 事業者	市民・ 地元	その他	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	
市民	7) コミュニティバス等の乗車制度の改善（五條市版 MaaS の検討）	<ul style="list-style-type: none"> <li>五條市が運行しているコミュニティバス、デマンド型タクシー等で共通で使える1日乗車券を発行します。</li> <li>また、1日乗車券には、地域店舗、他の交通事業者との連携による特典チケットを付加することでお出かけ促進、回遊促進につながるアナログ型の五條市版 MaaS への発展を検討します。</li> <li>さらには、鉄道事業者やバス事業者等と連携し、デジタル技術を活用した MaaS の導入に向けた検討を行います。</li> </ul>	実施	支援	連携	連携	連携	連携	-	検討	適宜 実施	⇒	⇒	⇒	適宜 拡充
	8) 運転免許証自主返納への特典制度の運用継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>返納者へのインセンティブの継続や運転免許証自主返納制度の周知を行い、運転免許証自主返納を促進します。</li> </ul>	実施	支援	連携	実施	実施	推進	連携 (警察)	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	9) 地域公共交通への理解醸成に向けた取組みの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障害者向けのバス乗り方教室や子ども連れや若い世代向けの各種イベントと連携したバスやタクシーの PR など、地域公共交通に関する催しを積極的に実施します。</li> </ul>	実施	支援	実施	実施	実施	参加	-	適宜 実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
事業者	10) 担い手確保に向けた情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>五條市の地域公共交通が持続的に発展できるよう、担い手となる乗務員等について、事業者だけでなく、市の広報誌への掲載など、市や地元も一体的となって募集や周知を行います。</li> </ul>	支援	支援	実施	実施	実施	連携	-	適宜 実施	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
行政	11) 近隣施設が実施する送迎サービスの活用検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の地域公共交通の経営を阻害しない範囲において、地域公共交通への転換も含め、近隣施設が実施する送迎サービスの活用を検討することで、市内の交通弱者の移動利便性の向上を目指します。</li> </ul>	実施	支援	-	-	-	連携	連携 (企業、 病院等)	検討	適宜 実施	⇒	⇒	⇒	⇒
	12) 五條市の地域公共交通に関する課題や方向性、役割分担を協議する関係者会議の定期的な開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域公共交通計画で定めた目標や取組みが着実に達成されていくよう、五條市地域公共交通会議での協議に加え、より詳細な事項を協議する専門部会や市民参画を前提とした勉強会、ワークショップ等を継続的に実施していきます。</li> <li>また、取組みの評価を行い、改善を図ります。</li> </ul>	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施 (警察、 学識経験者 等)	継続	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	13) コロナ禍を踏まえた新しい生活様式への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャッシュレス決済や AI を活用した運行管理システムの導入など、新しい生活様式に対応し、効率的で効果的な地域公共交通の実現を図ります。</li> </ul>	実施	支援	連携	連携	連携	連携	-	検討	適宜 実施	⇒	⇒	⇒	⇒

### 3. 利便増進実施事業の概要

#### 3.1 事業の全体像

五條市地域公共交通計画で定めた事業項目のうち、以下に示す事業項目に基づき、五條市で運行される地域公共交通ネットワーク及びサービスの確保・維持を目指し、各路線や系統ごとの運行区間やルート、運行態様や運行本数を定め、利便増進を推進します。対象となるそれぞれの路線については、地域公共交通確保維持事業も含めた取組みを通じて、運行経費の負担も含めた運行の維持・確保に向けた支援を行っていきます。

#### (五條市地域公共交通計画と五條市地域公共交通利便増進実施計画での事業項目の関係性)

五條市地域公共交通計画で示された事業項目	概要
事業項目 1) 地域の状況やニーズに適した地域公共交通体系の確保・維持	・地域の規模やニーズに適した運行体系の更なる見直しの継続 ⇒ 3.2 に示す全路線が対象
事業項目 2) 民間事業者による既存サービスの維持	・既存サービスに向けた努力の継続
事業項目 3) 市庁舎移転に伴う再編後の地域公共交通ネットワークの継続的な見直し・改善	・地域公共交通ネットワークの見直し・改善 ⇒ 3.2 に示す全路線が対象

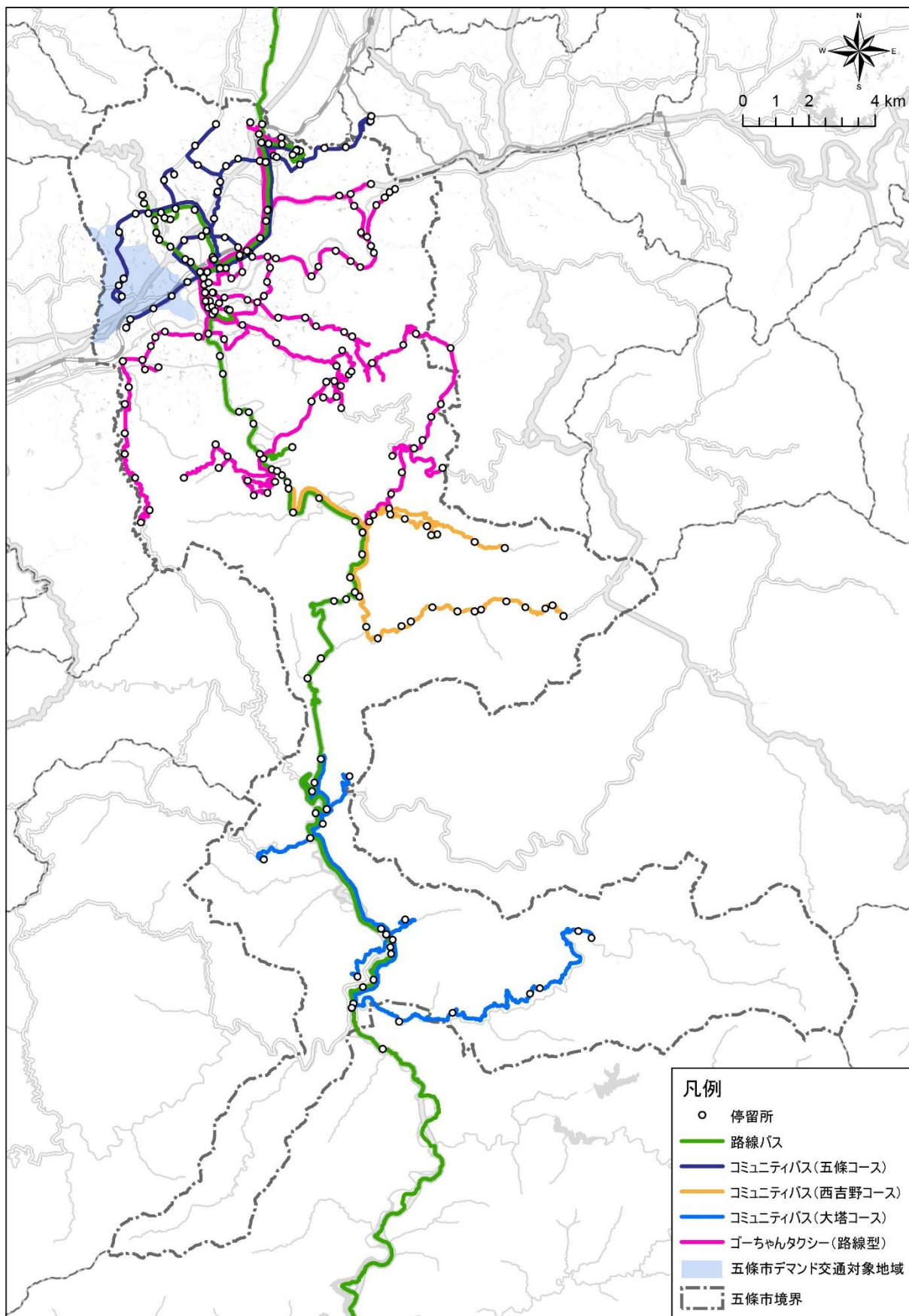


#### ☆ 五條市地域公共交通利便増進実施計画で推進する事業項目

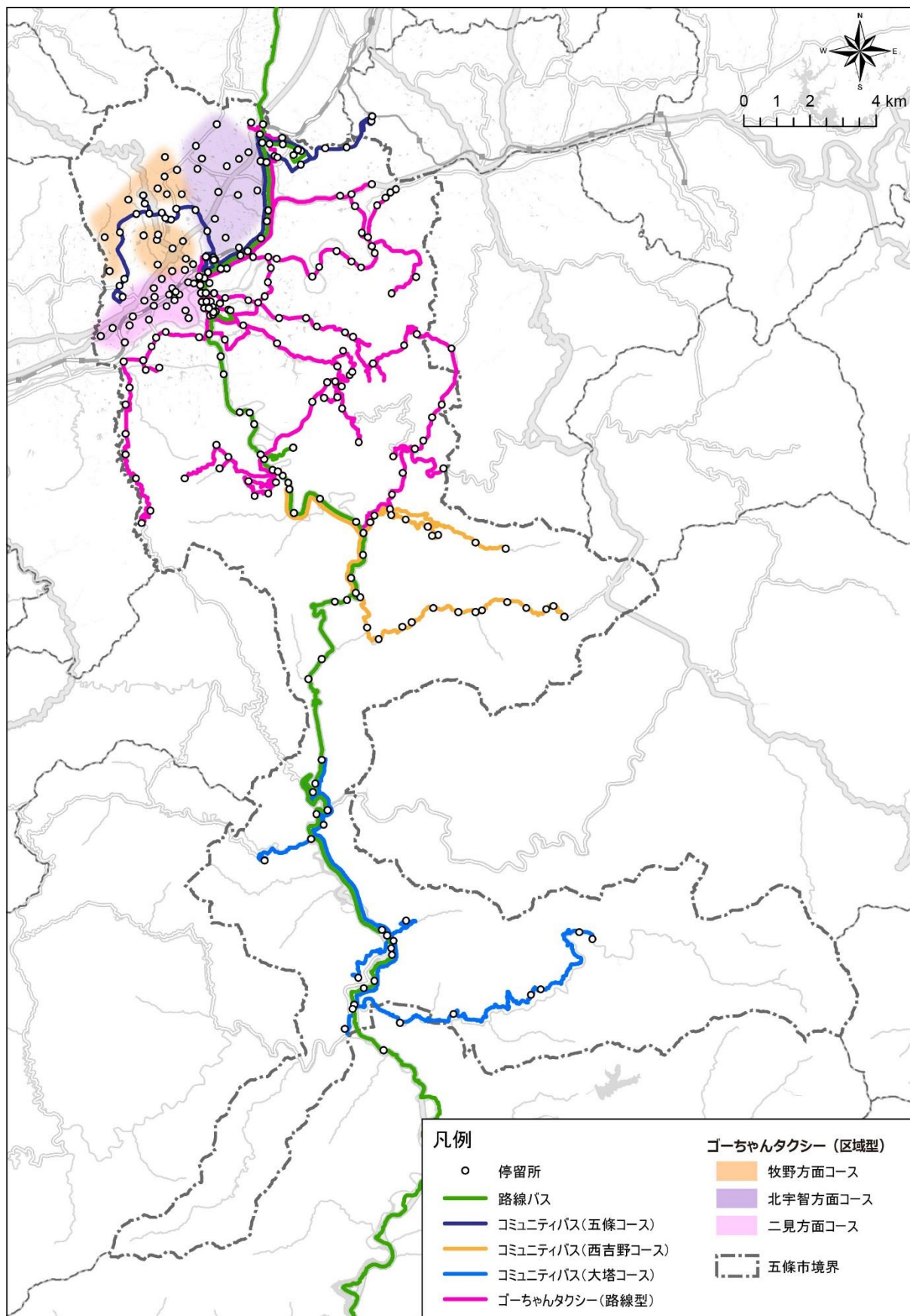
五條市で運行される地域公共交通ネットワーク・サービスの  
市庁舎移転に伴う再編及び、その確保・維持

# 五條市地域公共交通ネットワークの全体図

(再編前)



(再編後)



※ 利便増進実施事業に位置付ける路線等だけでなく、利便増進事業に関連して実施する事業に位置付ける路線を含みます。

## 路線再編の基本方針等

五條市新庁舎の供用開始に合わせ、市民の日常生活の利便と地域活力の増進を図り、持続可能な地域公共交通網の確立するため、以下の基本方針等に基づき路線の再編を実施します。

### [再編の基本的な考え方]

#### 『適材適所の公共交通』

- ・過疎化が進むなか、交通事業者ができる限り永く存続できる“交通環境”
- ・バス会社とタクシー会社が担う場所の“交通整理”

#### [基本方針]

##### ◎奈良交通路線バス

⇒ 国道24号、168号に集約

##### ◎コミュニティバス（五條地区）

⇒ 人口が多い地区、主要施設を結ぶ2路線に集約

##### ◎乗合タクシー（主に五條地区）

⇒ 周辺地域から乗合タクシーで中心市街地へ結び、タクシー会社が担う

##### ◎コミュニティバス（西吉野地区、大塔地区）

⇒ 地域の交通結節点で奈良交通路線バスと接続確保



より効率的かつ利便性の高い地域交通網の確立  
(重複を防ぎ、それぞれのモードが支え合う交通網)

#### [具体的方向性]

- ・主要交通結節点は引き続き「五條バスセンター」
- ・地域の交通結節点は「城戸（西吉野町）」及び「大塔支所（大塔町）」
- ・各交通結節点での接続性を確保
- ・コミュニティバス（五條コース）、乗合タクシーは新庁舎も経由  
→ 各地域から市役所（新庁舎）へアクセス可能に
- ・利用僅少なコミュニティバス路線は廃止、乗合タクシーが担うエリアを拡大
- ・新たに導入する乗合タクシーは、路線を定めない「ミーティングポイント型」
- ・路線バスとコミュニティバス等との「最適化」  
→ 「南大和ネオポリス線」は廃止し、コミュニティバスに統合  
→ 「野原循環線」は廃止し、乗合タクシーがカバー

## 利便増進に資する路線再編の概要

現行路線	方針	利便増進に資する取組概要	再編後の路線
<b>(1) コミュニティバス五條コース</b>			
① 南奈良総合医療センター通院ライン	継続	・一部ダイヤ改正、増便	→ (2) ゴーちゃんバス 南奈良総合医療センター通院ライン
② A系統 (なつみ台～五條バスセンター)	継続	・新コミュニティバスに集約 (ルート変更) ・新デマンドで補完 (牧野方面コース)	→ (1) ゴーちゃんバス 五条駅・田園方面ライン → (5) ゴーちゃんタクシー 牧野方面コース
③ B系統 (小和～五條バスセンター)	廃止	・新デマンドに転換 (北宇智方面コース)	→ (6) ゴーちゃんタクシー 北宇智方面コース
④ C系統 (上野公園～五條バスセンター)	廃止	・新デマンドに転換 (二見方面コース)	→ (7) ゴーちゃんタクシー 二見方面コース
⑤ F系統 (なつみ台～五条駅北口)	継続	・新コミュニティバスに集約 (ルート変更) ・新デマンドで補完 (牧野方面コース)	→ (1) ゴーちゃんバス 五条駅・田園方面ライン (集約) → (5) ゴーちゃんタクシー 牧野方面コース
<b>(2) デマンド型集合タクシー</b>			
⑥ 城戸～谷ノ宮經由五條線	継続	・新庁舎經由 ・一部ダイヤ改正	→ (9) ゴーちゃんタクシー 城戸～谷の宮經由五條線
⑦ 櫻辻～奥谷經由五條線	継続	・新庁舎經由 ・西吉野町夜中をカバー (枝線)	→ (10) ゴーちゃんタクシー 櫻辻～奥谷經由五條線
⑧ 西阿田線	継続	・新庁舎經由 ・一部ダイヤ改正、平日1便減 ・湯谷市塚をカバー (枝線)	→ (11) ゴーちゃんタクシー 西阿田線
⑨ 大深線	継続	・新庁舎經由	→ (12) ゴーちゃんタクシー 大深線
<b>(3) デマンド型コミュニティバス</b>			
⑩ 県営南和団地～JR五条駅線	継続	・新庁舎經由 ・一部運行経路及びダイヤ改正 ・路線バス野原循環線廃止代替の枝線設定	→ (8) ゴーちゃんタクシー 県営南和団地～JR五条駅線
<b>(4) 五條市デマンド交通</b>			
⑪ 釜窪・二見・北宇智方面	廃止	・財政負担額が過大であるため。 ・新デマンドに転換 (牧野方面コース及び二見方面コース)	→ (5) ゴーちゃんタクシー 牧野方面コース → (7) ゴーちゃんタクシー 二見方面コース
<b>(5) コミュニティバス西吉野コース</b>			
⑫ 勢井～屋那瀬線	継続	— (2便目を予約制に改正)	→ (関連事業) 西吉野コース 勢井・屋那瀬線
⑬ 松川迫～屋那瀬線	継続	—	→ (関連事業) 西吉野コース 松川迫・屋那瀬線
<b>(6) コミュニティバス大塔コース</b>			
⑭ 舟ノ川バス	継続	— (土日祝の第1便のダイヤ改正) (大塔支所発第1便を回送に変更)	→ (関連事業) 大塔コース 舟ノ川バス
⑮ ふれあいバス	継続	一部運行経路及びダイヤ改正	→ (3) 大塔コース ふれあいバス (一郷方面) → (4) 大塔コース ふれあいバス (野長瀬方面)
<b>(7) 路線バス (市内完結路線)</b>			
⑯ 五條城戸線	継続	—	→ (関連事業) 路線バス 五條城戸線
⑰ 南大和ネオポリス線	廃止	・新コミュニティバスに集約 ・新デマンドで補完 (牧野方面コース)	→ (1) ゴーちゃんバス 五条駅・田園方面ライン (集約) → (5) ゴーちゃんタクシー 牧野方面コース
⑱ 野原循環線	廃止	・デマンド型コミュニティバスに集約	→ (8) ゴーちゃんタクシー 県営南和団地～JR五条駅線 (集約)
<b>(8) 新しいデマンド交通</b>			
⑲ 牧野地区	新規	・新設	→ (5) ゴーちゃんタクシー 牧野方面コース
⑳ 北宇智地区	新規	・新設	→ (6) ゴーちゃんタクシー 北宇智方面コース
㉑ 二見地区	新規	・新設	→ (7) ゴーちゃんタクシー 二見方面コース
<b>(9) 地域幹線</b>			
[広域路線バス]			
㉒ 高田五條線	継続	—	→ (関連事業) 高田五條線
㉓ 八木五條線	継続	—	→ (関連事業) 八木五條線
㉔ 八木新宮線	継続	—	→ (関連事業) 八木新宮線
[五條・十津川地域連携コミュニティバス]			
㉕ 広域通院ライン	継続	—	→ (関連事業) 広域通院ライン

(参考)「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第2条第13号との適合状況

イ 特定旅客運送事業に係る路線等の編成の変更で利用者の利便を増進するもの

- ✓ ゴーちゃんバス 五条駅・田園方面ライン
- ✓ ゴーちゃんタクシー 牧野方面コース
- ✓ ゴーちゃんタクシー 北宇智方面コース
- ✓ ゴーちゃんタクシー 二見方面コース
- ✓ ゴーちゃんタクシー 県営南和団地～JR 五条駅線
- ✓ ゴーちゃんタクシー 城戸～谷の宮経由五條線
- ✓ ゴーちゃんタクシー 樫辻～奥谷経由五條線
- ✓ ゴーちゃんタクシー 西阿田線
- ✓ ゴーちゃんタクシー 大深線

ハ 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは運送の区域の変更で利用者の利便を増進するもの

- ✓ 大塔コース ふれあいバス（一郷方面）
- ✓ 大塔コース ふれあいバス（野長瀬方面）

ホ 一定の運行間隔その他の一定の規則により利用者の利便を増進する運行回数又は運行時刻の設定

- ✓ ゴーちゃんバス 南奈良総合医療センター通院ライン

ト (イ)から(ハ)までに掲げるもののほか、利用者の利便を増進する事業として国土交通省令で定めるもの

※ 国土交通省令：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成19年国土交通省令第80号）第9条の3

- ✓ ゴーちゃんバス 南奈良総合医療センター通院ライン  
（交通結節点における旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善）

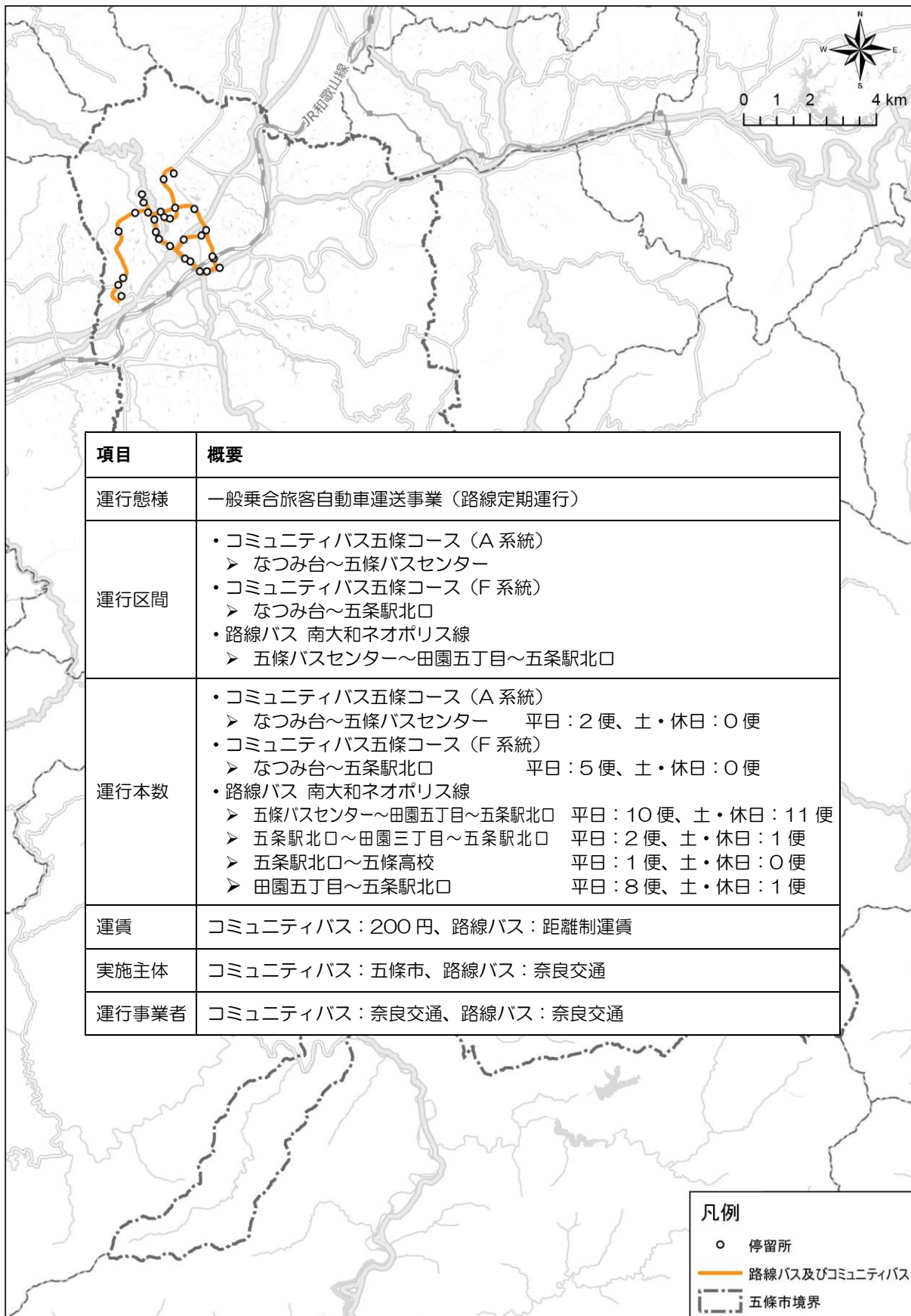




### 3.2 個別事業の内容・実施主体

#### (1) ゴーちゃんバス 五条駅・田園方面ライン

再編前



再編後(=ルートを集約・再編)



令和 3 年 11 月から実証運行中

(2) ゴーちゃんバス 南奈良総合医療センター通院ライン

再編前



再編後(=運行本数、ダイヤの見直し)



※ 五條市を実施主体として、運行区域に含まれる大淀町の同意を得た上で事業を実施する。

※令和3年11月から実証運行中

ゴーちゃんバス「南奈良総合医療センター通院ライン」の「五條バスセンター」における接続状況（再編後）

**【平日ダイヤ】 延べ接続本数：往路47便、復路48便（再編前：往路38便、復路37便）**

ゴーちゃんバス	五条駅・田園方面ライン		8:16	9:08	9:53			11:58		14:01	15:38
ゴーちゃんタクシー	牧野方面コース		8:00 (発)				10:00 (発)			13:00 (発)	15:00 (発)
	北宇智方面コース		8:00 (発)				10:00 (発)			13:00 (発)	15:00 (発)
	二見方面コース		8:00 (発)				10:00 (発)			13:00 (発)	15:00 (発)
	県営南和団地～JR五条駅線（北宇智方面から）	7:47					10:22			12:42	15:02
	県営南和団地～JR五条駅線（野原方面から）		8:25	9:17			11:00	11:54	13:20	14:14	15:40
	城戸～谷の宮経由五條線		8:11				11:00				
	櫻辻～奥谷経由五條線		8:11				10:21			13:20	
	西阿田線		8:23		9:52					12:47	15:52
路線バス等 (南部方面から)	大深線	7:40				10:22					
	八木新宮線						11:02		13:19		15:32
	五條城戸線	7:50			9:35					13:57	
	広域通院ライン			9:49							
			↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
ゴーちゃんバス (南奈良総合医療センター通院ライン)	【往路】 五條バスセンター 発 (福神駅 行)	7:55	8:31	9:20	9:55	10:31	11:05	12:05	13:25	14:30	16:05
	【復路】 五條バスセンター 着 (福神駅 発)		9:24	10:15	10:54	11:25	12:01	13:00	14:24	15:25	17:09
			↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
ゴーちゃんバス	五条駅・田園方面ライン				11:05		12:12	13:08	14:41	15:41	17:30
ゴーちゃんタクシー	牧野方面コース		9:30				11:30		14:30	16:00	
	北宇智方面コース		9:30				11:30		14:30	16:00	
	二見方面コース		9:30				11:30		14:30	16:00	
	県営南和団地～JR五条駅線（北宇智方面へ）					11:54		14:14			17:09
	県営南和団地～JR五条駅線（野原方面へ）			10:22	11:15		12:42	13:35	15:02	16:30	
	城戸～谷の宮経由五條線				11:07			13:00		15:44	
	櫻辻～奥谷経由五條線					11:25			14:30	15:45	
	西阿田線						12:06		15:11	16:26	17:28
路線バス (南部方面へ)	大深線							13:35		16:35	18:19
	八木新宮線			10:29				13:04	15:04		
	五條城戸線					11:27		14:10		15:35	17:16
	広域通院ライン					12:10					

**【土休日ダイヤ】 延べ接続本数：往路2便、復路2便（再編前なし）**

ゴーちゃんバス	五条駅・田園方面ライン	12:58	
路線バス (南部方面から)	八木新宮線	13:02	
		↓	
ゴーちゃんバス (南奈良総合医療センター通院ライン)	【往路】 五條バスセンター 発 (福神駅 行)	13:05	14:05
	【復路】 五條バスセンター 着 (福神駅 発)	13:59	15:00
		↓	
ゴーちゃんバス	五条駅・田園方面ライン		15:28
路線バス (南部方面へ)	八木新宮線		15:04

※ 青字は五條・十津川地域連携コミュニティバス「広域通院ライン」

※ 赤字は30分以上の待ち時間有り

- ゴーちゃんバスのダイヤ設定にあたっては、五條バスセンターにおいて可能な限り円滑な乗継ができるよう配慮している。（再編後 接続本数は増加）
- 待ち時間が生じる場合でも、五條バスセンター周辺にショッピングセンター、金融機関等が立地しており、買物等の用事で立ち寄り可能。  
（イオン五條店、南都銀行五條支店、五條郵便局、JAならけん五條支店 等）

(参考：再編前) コミュニティバス五條コース『南奈良総合医療センター通院ライン』の「五條バスセンター」における接続状況

**【平日ダイヤ】 延べ接続本数：往路38便、復路37便**

コミュニティバス五條コース	A系統 (なつみ台～五條バスセンター)		8:28							
	B系統 (小和～五條バスセンター)	7:50								
	C系統 (上野公園～五條バスセンター)			9:11					14:01	
ゴーちゃんバス	県営南和団地～JR五条駅線 (北宇智方面から)	7:52				10:22		12:42		15:02
	県営南和団地～JR五条駅線 (野原方面から)		8:26	9:12			11:01	13:21	14:12	15:41
	城戸～谷の宮経由五條線		8:11				11:00			
	樫辻～奥谷経由五條線		8:11			10:21		13:20		
	西阿田線	7:45	8:24					12:47		15:55
	大深線	7:40				10:22				
路線バス (田園方面から)	南大和ネオポリス線			8:55			10:55		13:56	15:56
路線バス等 (南部方面から)	八木新宮線						11:02	13:19		15:32
	五條城戸線	7:50			9:35				13:57	15:57
	野原循環線				9:43					
	広域通院ライン				9:49					
		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
コミュニティバス五條コース (南奈良総合医療センター通院ライン)	<b>【往路】 五條バスセンター 発 (福神駅 行)</b>	<b>7:55</b>	<b>8:31</b>	<b>9:22</b>	<b>9:55</b>	<b>10:30</b>	<b>11:05</b>	<b>13:26</b>	<b>14:30</b>	<b>16:03</b>
	<b>【復路】 五條バスセンター 着 (福神駅 発)</b>	<b>9:27</b>	<b>10:16</b>	<b>10:51</b>	<b>11:24</b>	<b>12:01</b>	<b>13:25</b>	<b>14:22</b>	<b>15:27</b>	<b>17:05</b>
		↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
コミュニティバス五條コース	A系統 (なつみ台～五條バスセンター)					12:05				
	B系統 (小和～五條バスセンター)					12:10				
	C系統 (上野公園～五條バスセンター)						13:31			
ゴーちゃんバス	県営南和団地～JR五条駅線 (北宇智方面へ)				11:52		14:12			17:07
	県営南和団地～JR五条駅線 (野原方面へ)		10:22	11:13		12:42	13:33	15:02	16:28	
	城戸～谷の宮経由五條線					13:00			15:44	
	樫辻～奥谷経由五條線				11:25			14:30	15:45	
	西阿田線					12:06		14:45	16:26	17:28
	大深線						13:35		16:35	18:19
路線バス (田園方面へ)	南大和ネオポリス線	9:51		10:57		12:55		14:55		
路線バス等 (南部方面へ)	八木新宮線	10:29				13:04		15:04		
	五條城戸線				11:27		14:10		15:35	17:16
	野原循環線								16:25	
	広域通院ライン					12:10				

**【土休日ダイヤ】**

コミュニティバス五條コース (南奈良総合医療センター通院ライン) 運行なし

※ 青字は五條・十津川地域連携コミュニティバス「広域通院ライン」

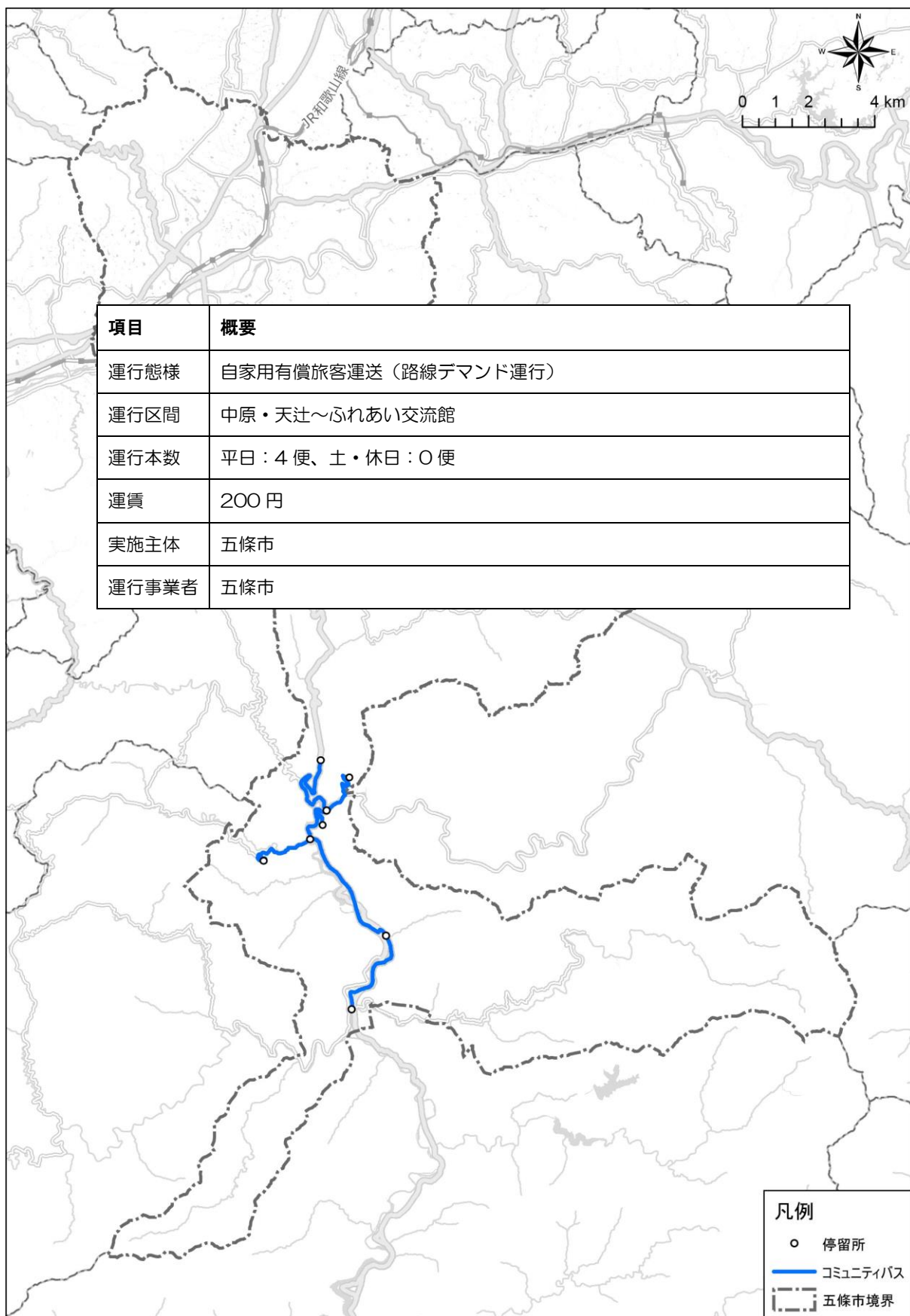
※ 赤字は30分以上の待ち時間有り





(3) 大塔コース ふれあいバス(一郷方面)

再編前



再編後(=ルートの変更)



※令和3年11月から実証運行中

(4) 大塔コース ふれあいバス(野長瀬方面)

再編前



再編後(=ルートの再編)



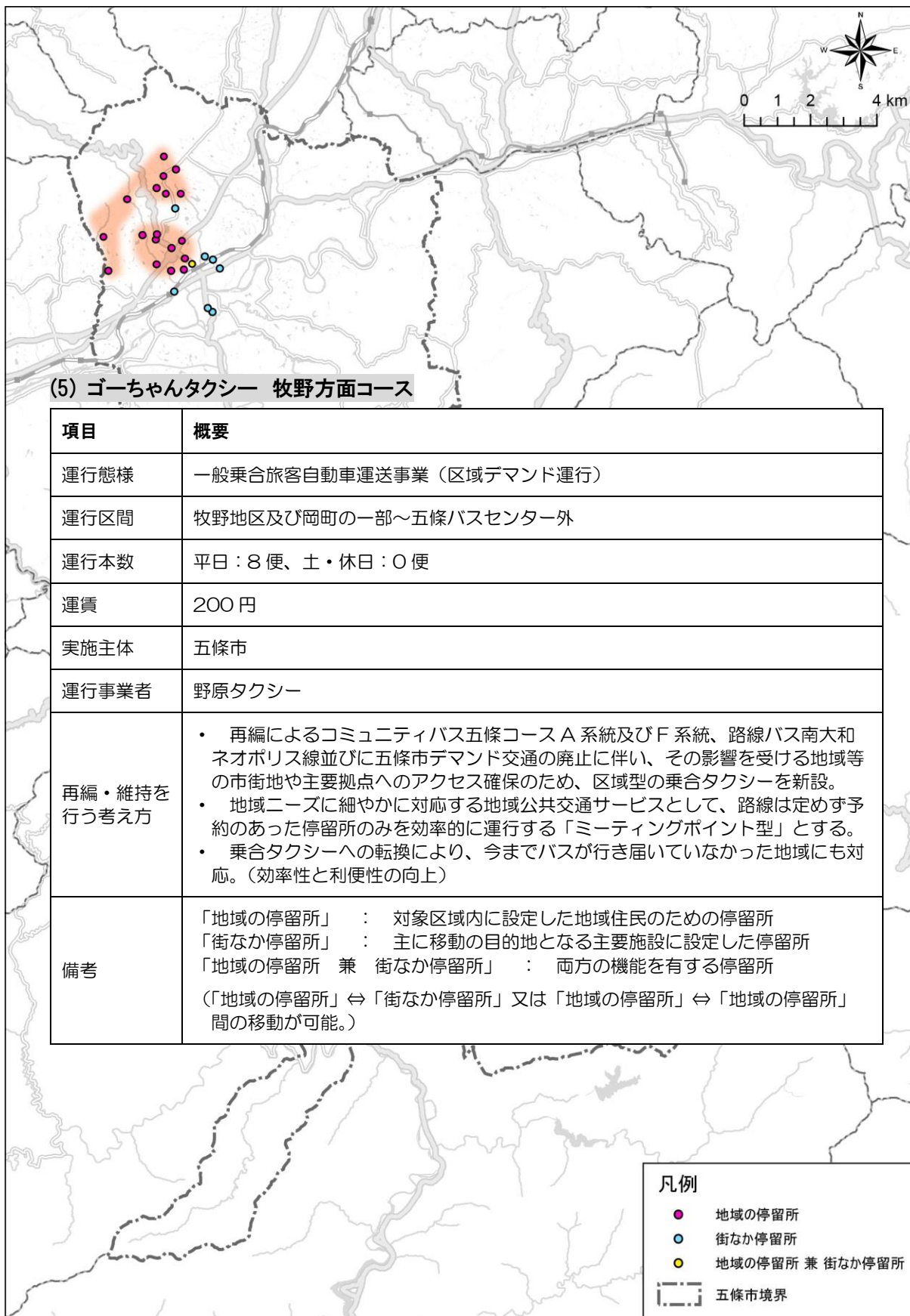
※令和3年11月から実証運行中

(5) ゴーちゃんタクシー 牧野方面コース

再編前



再編後(=新設)



※令和3年11月から実証運行中

(6) ゴーちゃんタクシー 北宇智方面コース

再編前



再編後(=新設)



※令和3年11月から実証運行中



(7) ゴーちゃんタクシー 二見方面コース

再編前



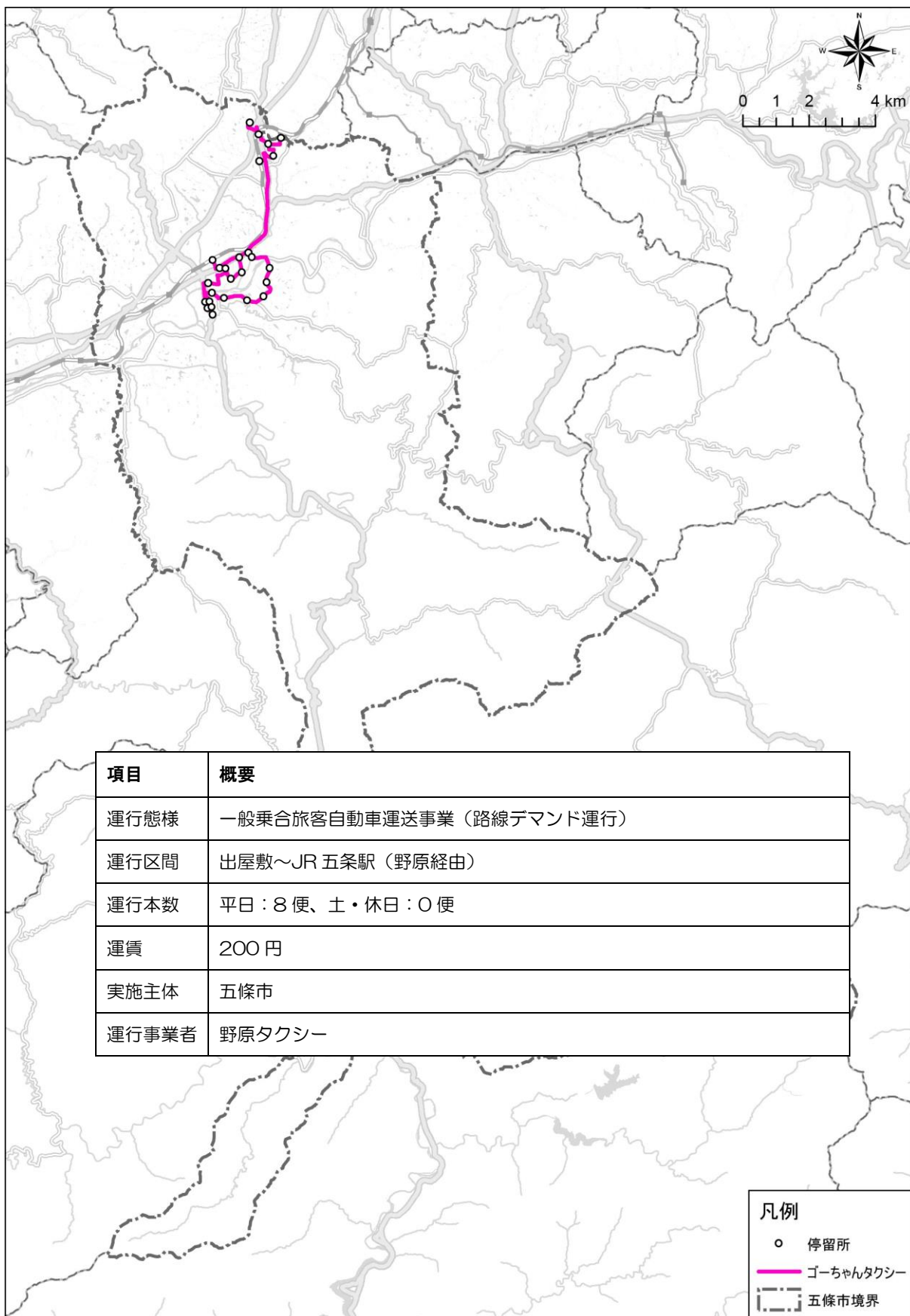
再編後(=新設)



※令和3年11月から実証運行中

(8) ゴーちゃんタクシー 県営南和団地～JR 五条駅線

再編前



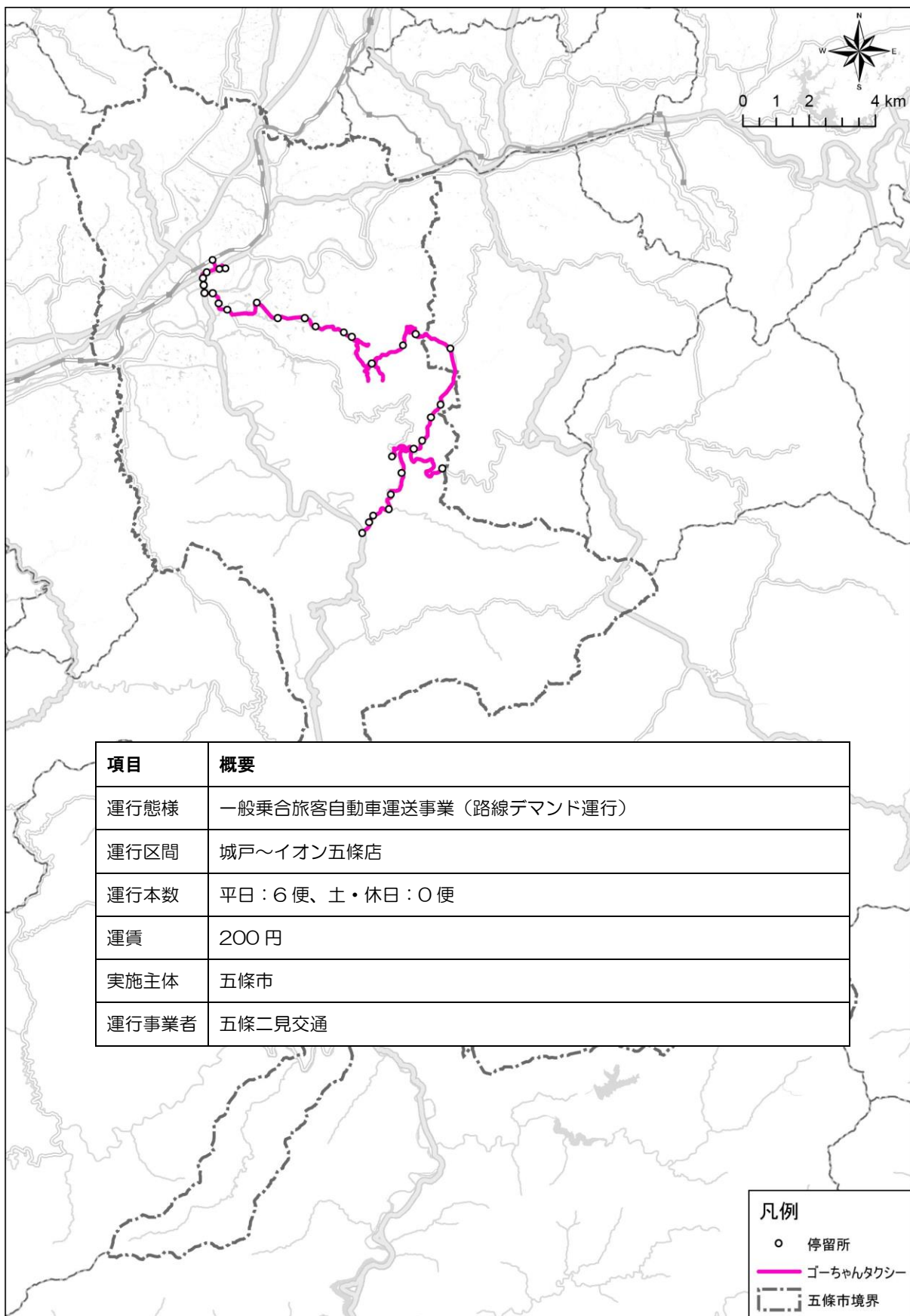
再編後(=ルートの再編・ダイヤの見直し)



※令和3年11月から実証運行中

(9) ゴーちゃんタクシー 城戸～谷の宮経由五條線

再編前



再編後(=ルートの再編・ダイヤの見直し)



(9) ゴーちゃんタクシー 城戸～谷の宮経由五條線

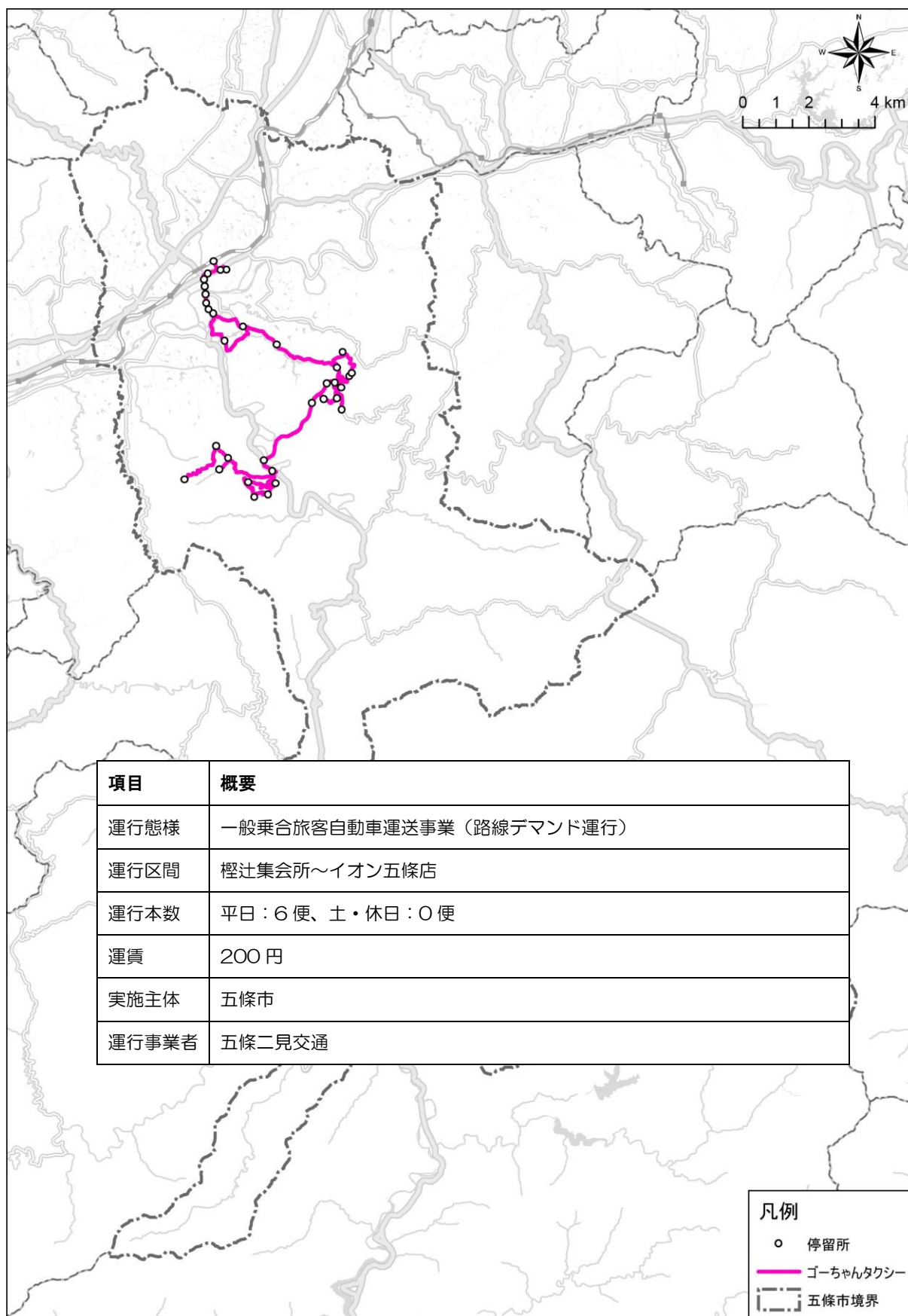
項目	概要
運行態様	一般乗合旅客自動車運送事業（路線デマンド運行）
運行区間	城戸～イオン五條店（五條市役所経由） ※ ただし、本計画の対象区域は五條市域に限る。
運行本数	平日：6便、土・休日：0便
運賃	200円
実施主体	五條市
運行事業者	五條二見交通
再編・維持を行う考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の日常生活の移動手段として、「五條バスセンター」等の主要拠点へのアクセス確保のため、運行を維持。</li> <li>「五條バスセンター」でゴーちゃんバスや広域路線バスと接続確保</li> <li>「平原」で路線バス下市平原線と接続確保</li> <li>「五條市役所（新庁舎）」停留所の新設</li> </ul>
備考	まちづくり（新庁舎の開設）と連動し、ルートの見直し・再編を図る。 また、地域ニーズを踏まえ、ダイヤの見直しを図ることで利便の増進を図る。

凡例	
○	停留所
—	ゴーちゃんタクシー
- - -	五條市境界

※令和3年11月から実証運行中

(10) ゴーちゃんタクシー 檜辻～奥谷経由五條線

再編前



再編後(=ルートの変更)

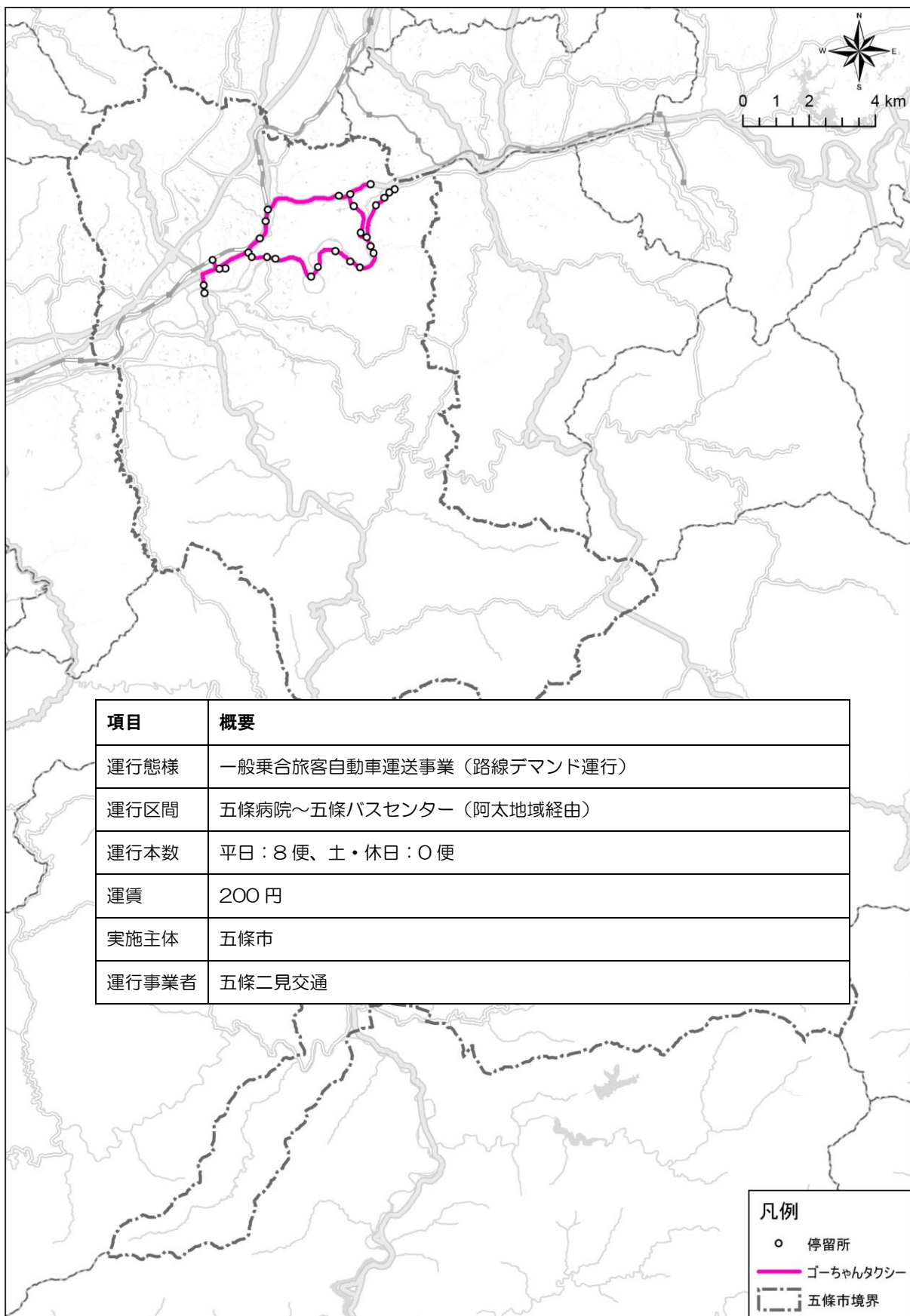


※令和3年11月から実証運行中



(11) ゴーちゃんタクシー 西阿田線

再編前



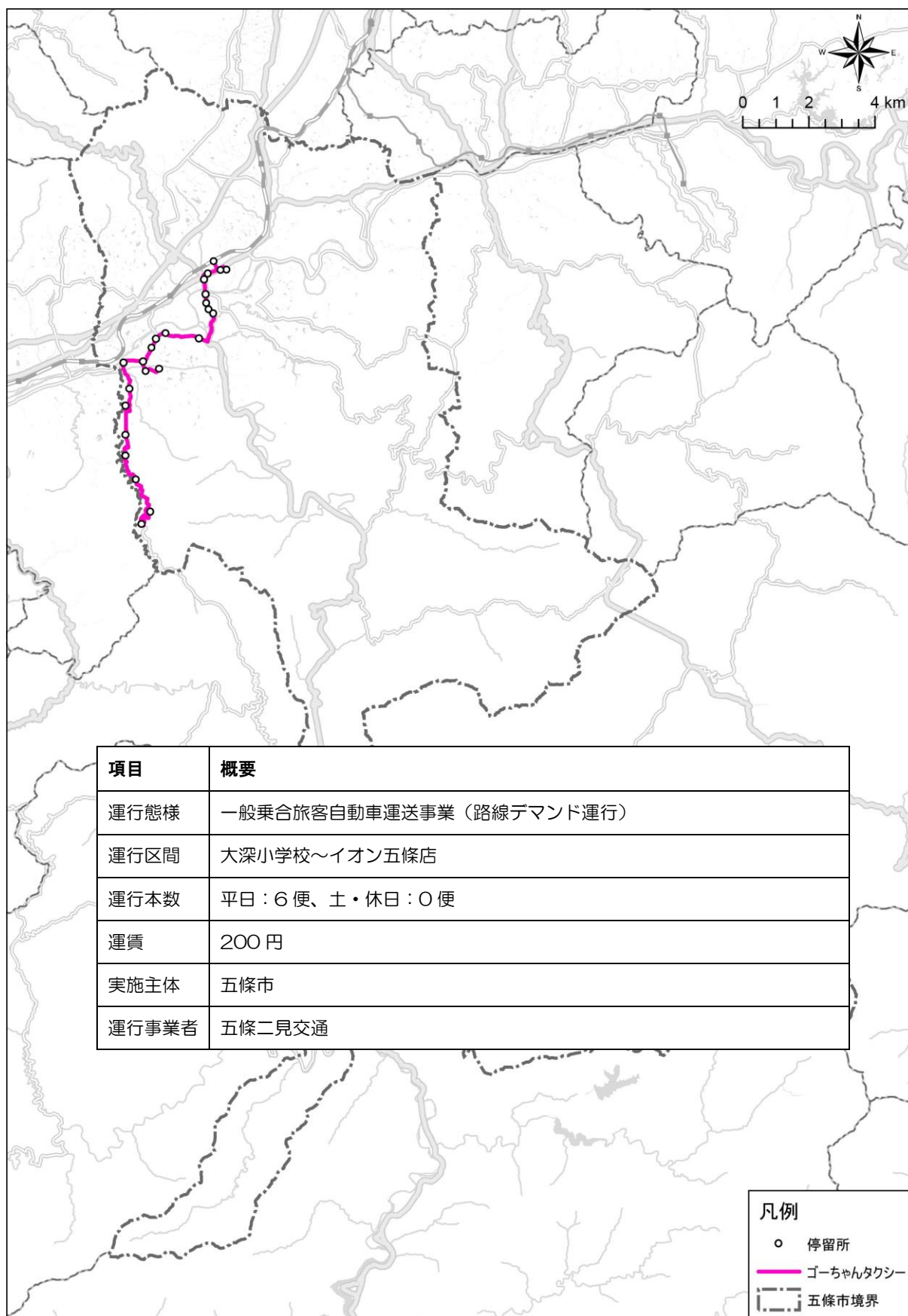
再編後(=ルートの再編・ダイヤの見直し)



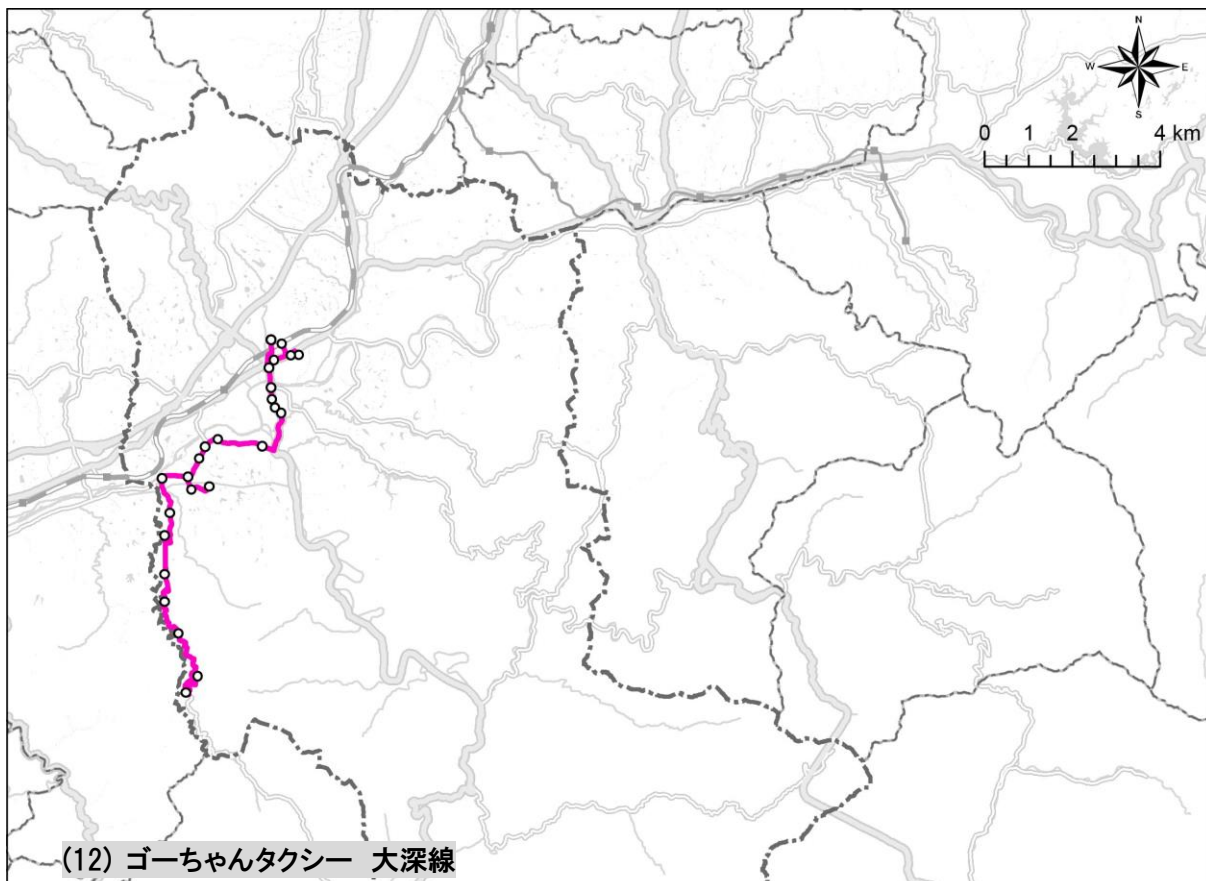
※令和3年11月から実証運行中

## (12) ゴーちゃんタクシー 大深線

再編前



再編後(=ルートの変更)



(12) ゴーちゃんタクシー 大深線

項目	概要
運行態様	一般乗合旅客自動車運送事業（路線デマンド運行）
運行区間	大深小学校～イオン五條店（五條市役所経由）
運行本数	平日：6便、土・休日：0便
運賃	200円
実施主体	五條市
運行事業者	五條二見交通
再編・維持を行う考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民の日常生活の移動手段として、「五條バスセンター」等の主要拠点へのアクセス確保のため、運行を維持。</li> <li>「五條バスセンター」でゴーちゃんバスや広域路線バスと接続確保</li> <li>「五條市役所（新庁舎）」停留所の新設</li> </ul>
備考	まちづくり（新庁舎の開設）と連動し、ルートの見直し・再編を図る。

凡例

- 停留所
- ゴーちゃんタクシー
- 五條市境界

※令和3年11月から実証運行中

## 4. 利便増進事業に関連して実施する事業

3.で示した利便増進事業に関連し、それらの事業の効果を相乗的に高める取組みとして、地域公共交通計画で定める目標のうち、「地域公共交通の維持・改善」、「地域公共交通の利用促進」、「地域公共交通に対する理解の醸成」、「持続的なサービスの提供に向けた効率的・効果的な運行の実現」に繋がる以下の事業を推進します。

詳細については、五條市地域公共交通計画をご確認ください。

### (1) 「地域公共交通の維持・改善」に資する関連事業

- 事業項目 1) 地域の状況やニーズに適した地域公共交通網の確保・維持
  - ✓ 地域の状況やニーズに適した運行体系の確保・維持
  - 地域幹線： 広域路線バス = 高田五條線、八木五條線、八木新宮線  
五條・十津川地域連携コミュニティバス = 広域通院ライン
  - 支線路線： 路線バス（市内完結路線） = 五條城戸線  
コミュニティバス西吉野コース = (※) 勢井・屋那瀬線、桧川迫・屋那瀬線  
コミュニティバス大塔コース = (※) 舟ノ川バス

※ 市庁舎移転に伴う再編に合わせ一部運行内容を改正しております。P51～P54 にその内容を示します。

### (2) 「地域公共交通の利用促進」に資する関連事業

- 事業項目 4) 駅周辺の環境整備やダイヤ調整による交通モード間での相互連携の強化
  - ✓ 各交通モード間でのダイヤ調整の推進
  - ✓ 駐車場・駐輪場等の駅周辺の環境整備の推進
- 事業項目 6) 五條市公共交通総合案内（パンフレット）等を活用した継続的な情報発信
  - ✓ 五條市公共交通総合案内（パンフレット）の作成
  - ✓ 五條市の地域公共交通に関する情報発信の継続
  - ✓ 啓発チラシの車内への掲示による情報発信
  - ✓ 転入者への周知物件の配布
- 事業項目 7) コミュニティバス等の乗車制度の改善（五條市版 MaaS の検討）
  - ✓ 1日乗車券の発行
  - ✓ デジタル技術を活用した利便性改善の実現
- 事業項目 13) コロナ禍を踏まえた新しい生活様式への対応
  - ✓ キャッシュレス決済の導入促進
  - ✓ AI を活用した運行管理システムの導入

**(3)「地域公共交通に対する理解の醸成」に資する関連事業**

- 事業項目 9) 地域公共交通への理解醸成に向けた取組みの実施
  - ✓ 高齢者や障害者向けのバス乗り方教室・乗車体験会の実施
  - ✓ 子ども連れや若い世代向けの各種イベントの実施
  - ✓ 教育活動と連動した乗り方教室の実施

**(4)「持続的なサービスの提供に向けた効率的・効果的な運行の実現」に資する事業**

- 事業項目 1) 地域の状況やニーズに適した地域公共交通体系の確保・維持
  - ✓ タクシーの相乗り制度の導入に向けた取組みの検討

○ 西吉野コース 勢井・屋那瀬線

改正前



改正後(=ダイヤの見直し)



※令和3年11月から実証運行中



○ 大塔コース 舟ノ川バス

改正前



改正後(=運行本数、ダイヤの見直し)



※令和3年11月から実証運行中

## 5. 五條市による支援の内容

### (1) 地域公共交通の確保・維持に向けた協議の推進

- 五條市地域公共交通会議の開催
  - ✓ これまでに引き続き、道路運送法施行規則に規定する地域公共交通会議及び地域公共交通の活性化と再生に関する法律に規定する法定協議会の機能を有する「五條市地域公共交通会議」において、地域公共交通計画の事業推進を図りながら、五條市における地域公共交通の課題解決に向けた議論を深めていきます。
  - ✓ 「奈良県地域交通改善協議会」や「五條・十津川地域公共交通活性化協議会」での協議も踏まえ、適宜、連携や調整を行います。
- 専門部会等の柔軟な会議運営
  - ✓ 新たな取組みの実現に向けた技術的な課題等について、関係する主体同士で集中的に議論するための専門部会を必要に応じて立ち上げます。
  - ✓ また、南奈良総合医療センター通院ラインが乗り入れる大淀町やその他近隣市町村など、五條市の地域公共交通政策に関わる事項が生じた場合は、一体の協議の場の構築にも努めます。
- 公共交通に関する知識を深めるための勉強会やワークショップ等の開催
  - ✓ 奈良県と連携し、交通行政担当だけでなく観光等の関連する分野を担当する行政職員、交通事業者、地域公共交通会議等に参画する市民委員等を対象とする勉強会やワークショップ等を開催し、制度面や実務面を含め、知識・理解を深めます。

※ 五條市地域公共交通計画 事業項目 12)に該当

### (2) 担い手の確保に向けた情報発信の支援

- 市が保有する発信媒体を活用した乗務員募集の実施
  - ✓ ホームページや広報紙（広報 五條）などを通じて、乗務員確保に向けた周知、募集記事を発信し、交通事業者の乗務員募集を支援します。

※ 五條市地域公共交通計画 事業項目 9)に該当

### (3) コロナ禍を踏まえた新しい生活様式や多様なニーズへの対応を目指した技術導入

- キャッシュレス決済の導入促進
  - ✓ バス事業者やタクシー事業者がキャッシュレス決済の導入を進めやすい環境づくりに向け、連携を強化します。
- AIを活用した運行管理システムの導入
  - ✓ 運行委託先のタクシー事業者の業務負担の軽減も見据えたシステムとすることを前提とし、AIを活用した運行管理システムの導入を検討します。

※ 五條市地域公共交通計画 事業項目 13)に該当

### (4) 地域公共交通ネットワーク及びサービスの確保・維持に向けた資金の確保

地域公共交通確保維持事業の活用や市独自の支出により、交通事業者に対して、地域公共交通ネットワーク及びサービスの確保・維持に必要な運行費用の支援を行います。

## 6. 事業実施に必要な資金の額・調達方法(想定)

路線バスについては、交通事業者による経常収益を活用した自助努力に基づく運行を基本としますが、不足する部分は国・県の補助金及び市からの運行費負担金により調達するものとし、運行継続を図ります。

市が運行する地域公共交通についても、利用促進による経常収益の確保を図るとともに、国・県の補助金を活用しながら、不足する部分は五條市が負担して運行継続を図ります。

### (資金の額と調達方法(想定))

変更後				
(単位：千円)				
市が運行する地域公共交通	必要な資金の額	調達主体	調達先及び内容	調達額 (想定)
ゴーちゃんバス (1)「五条駅・田園方面ライン」 (2)「南奈良総合医療センター通院ライン」	44,764	五條市	・国土交通省（地域内フィーダー系統確保維持費補助金）	9,144
			・奈良県（基幹公共交通ネットワーク確保事業補助金）	11,793
			・五條市（経常収益）	5,262
			・五條市（運行委託料）	18,565
コミュニティバス大塔コース (3)「ふれあいバス（一郷方面）」 (4)「ふれあいバス（野長瀬方面）」	1,820	五條市	・五條市（経常収益）	51
			・五條市（運行費負担）	1,769
ゴーちゃんタクシー (5)「牧野方面コース」 (6)「北宇智方面コース」 (7)「二見方面コース」 (8)「県営南和団地～JR五条駅線」 (9)「城戸～谷の宮經由五条線」 (10)「樫辻～奥谷經由五条線」 (11)「西阿田線」 (12)「大深線」	43,651	五條市	・国土交通省（地域内フィーダー系統確保維持費補助金）	940
			・奈良県（基幹公共交通ネットワーク確保事業補助金）	9,936
			・五條市（経常収益）	2,896
			・五條市（運行委託料）	29,879

※必要な資金の額は、令和4年度の運行費用ベース（再編後）による見込額であり、今後増減する可能性があります。

## 7. 事業の効果

### (定性的な効果)

五條市地域公共交通利便増進事業の推進により、以下の効果が期待されます。

- ・ 地域公共交通ネットワークのカバーエリアの増加
- ・ 市役所をはじめとする主要拠点へのアクセスの確保
- ・ 乗継に配慮したダイヤ設定等による乗継利便性の向上
- ・ 上記利便性向上による利用者数の増加、収支率の向上
- ・ 適材適所の地域公共交通網による持続可能性の向上

また、五條市地域公共交通利便増進事業は五條市地域公共交通計画において設定した目標に資するものであり、五條市地域公共交通計画で定めた評価の基準（p.11）の達成に繋がることが期待されます。

なお、事業の評価にあたっては、五條市内外の交通事業者の経営環境への影響も考慮するものとします。

### (定量的な効果)

五條市地域公共交通利便増進事業の推進により、今後、急激な人口減・高齢化が予測されている中、利便増進事業により利便性の高い地域公共交通網の実現と維持を図り、それにより人口減少の中でも利用率をUPさせることにより、持続可能な地域公共交通網を目指すこととしており、以下に示す定量的な効果が期待されます。

[期待される定量的な効果]

	(現状値)
・ 地域公共交通の人口カバー率の維持・向上	89.8%
・ 拠点施設への乗り入れ本数の維持・向上	JR 五条駅：104本/日 五條バスセンター：150本/日
・ 人口に対する地域公共交通の利用率の向上	5.8回/人・年
・ 市内運行事業者数の維持	4社
・ 市が経費負担する地域公共交通の 1人あたりの運行経費の維持・抑制	
路線バス「五條城戸線」	1,152円
ゴーちゃんバス	416円
西吉野コース	3,356円
大塔コース	5,861円
ゴーちゃんタクシー（路線型）	2,711円
ゴーちゃんタクシー（区域型）	1,617円

五條市地域公共交通利便増進実施計画

令和5年3月

五條市 市長公室 企画政策課  
〒637-8501 奈良県五條市岡口 1-3-1  
電話：0747-22-4001（代表）